7月5日の説明会に対する再質問書

別紙

2018年11月12日

那須雪崩生徒遺族・教師遺族弁護団
那須雪崩事故遺族・被害者の会

I.再発防止策全般について

コメント/再質問について

- 再質問にご回答ください
- コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
1	県教委の再発防止策の考え方を教えてください。	那須雪崩事故検証委員会の報告書にもありますとおり今回の事故は、春山安全登山講習会における計画全体のマネジメントと危機管理意識の欠如に発生要因があり、これには、県高等学校体育連盟や県教育委員会の組織体制の不備が大きく関係しているものと考えております。 検証委員会からの指摘や提言等を真摯に受け止め、「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」において、高校生の登山における安全確保や顧問等の資質向上に加え、運動部活動や学校行事等における安全管理の徹底など、学校教育活動全般にわたり、幅広く対策を講じることとしました。	検証委員会の提言を施策化すればよいと考え、それ以上のことはあえて見ようともしない栃木県教育委員会の姿勢が伝わってきます。 部活動の在り方を変え、制度設計にまで踏み込むつもりはないと受け取れます。
2	「部活動の在り方」から見直した、と言える施策を教えてください。	管理職や部活動担当主任を対象に、運動部活動リスクマネジメント研修会を実施し、学校全体で運動部活動に関する危機管理についての情報を共有することで、運動部活動が安全に行われるよう働きかけることとしております。	管理職や顧問教諭らを講習漬けにすることに主眼が置かれ、制度設計を見直すつもりがないことが明確になりました。 部活動を縮小し、顧問の負担を減らす昨今の働き方改革の方向性とは真逆であるが、整合性はあるのでしょうか。

1.再発防止策全般について

コメント/再質問について

- 再質問にご回答ください
- コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
3	作成したマニュアルを守らせるための制度設計はどのように考えていますか。 マニュアルを守らずに事故に至った場合の処罰規定等を教えてください。	学校における危機管理マニュアルについては、各校において事前の危機管理、事故等の発生時の対応及び発生後の適切な対応を行えるよう、校長研修をはじめ安全・危機管理に関する研修等の際に、徹底を図っているところです。また、各学校の校内研修への指導主事派遣の際に、危機管理マニュアルなど安全管理に関する書類が整っているか、書類や安全管理点検などの確認を行っております。今後、県教委が作成を進めている危機管理マニュアル作成の手引をもとに、学校の特性や実情に即した各校の危機管理マニュアルの見直しを促していきます。 なお、県高体連では、危機管理マニュアルに沿った大会運営がなされるよう危機管理委員会でチェックリストやＥＡＰ（緊急時対応計画）を点検し、大会運営を行っております。その上で、県教委は大会等を巡回し、大会運営について指導・助言を行っております。 また、事故については様々な要因があり、処分について一律に判断することは難しいため、事故との因果関係等をその都度丁寧に分析し、十分検討した上で判断されるべきだと考えています。	昭和41年の「冬山登山の事故防止」は、風化し、守られることなく事故は発生しました。再発防止策として通知やガイドライン、マニュアル等を作成しても再び風化し、守られなくなることは目に見えてます。 巡回や指導・助言などという実行性のない場当たり的な対応ではなく、しっかりとした制度設計が必要であると考えられます。 処分については事故には様々な要因があり、一律に判断することが難しいことは理解いたします。ただ、それだからこそ処分規定で例示され、一定の基準とされているはずです。 制度設計、処分の考え方については今後、質問58-60でご回答ください。
4	再発防止策を策定するにあたり、検証委員会以外の専門家や顧問の先生ら、父兄から意見は聞かれたのでしょうか。どのような方々から意見をお聞きし、それらの意見をどういった点に反映されたのか教えてください。	再発防止策については、事業の具体化の過程において、その案を遺族の皆様に公表するとともに、県議会及び同常任委員会、同予算特別委員会等、公の場における議論を経た上で決定されたものであることを御理解いただきたいと思います。 なお、その議論の過程で、緊急時の連絡体制の強化が重要であるとして、例えば、衛星携帯電話を携行する取組も追加され、啓発の場も大田原高校からなす高原自然の家へ変更されております。	積極的に専門家や父兄の意見を聞くこともなく再発防止策が策定されたことがわかりました。 また、「遺族の皆様に公表」とありますが、納得したわけではありません。戸別訪問で大まかな素案の概略を説明されただけであり、その説明資料も回収されました。

1.再発防止策全般について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
5	雪崩事故対策に特化した施策はどれになるのか教えてください。	７ 月５ 日説明会配布の資料３ 「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」の事業内容№.13、14、17から25、29になります。	No.13 ガイドライン作成 No.14 登山審査会の機能強化 No.17-20 登山部顧問研修の開催 No.21-25 登山研修会への派遣 No.29 指導者・生徒のためのハンドブック作成 この中に雪崩事故防止に特化した取り組みはないと思われます。 いずれも雪崩事故防止に特化したものではなく、安全登山という広い視点での対策です。

II.再発防止策の説明会について

コメント/再質問について

- 再質問にご回答ください
- コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
6	これまで遺族らの要望にも関わらず説明会を開催しなかった理由、説明会が必要ないと考えられた理由を教えてください。	再発防止策につきましては、那須雪崩事故検証委員会の提言に基づき、７「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」として策定いたしました。検証委員会の提言を具体化（予算化・事業化）することが、我々に課された使命であると考えています。 また、説明会の開催が遅くなりましたことについてお詫び申し上げます。	この回答からは遺族がなぜ説明会開催の要望を何度も繰り返さなければいけなかったのか読み取ることはできません。 遺族・被害者に説明することは県教委の仕事ではないと考えていたので、説明会開催を予定していなかったと受け取れます。 栃木県教育委員会はこのような重大な事故を引き起こしていながら、遺族・被害者の意見を聞こうともしない姿勢を未だ崩そうとしていません。
7	再発防止策の策定にあたって、県教委から遺族・被害者の意見を聞く機会は設けられませんでした。なぜ意見を聞かなかったのか、聞く必要がなかったのか、理由を教えてください。		検証委員会の提言以上のことを実施するつもりはないので、遺族・被害者の意見を聞く必要がないと受け取れます。

II.再発防止策の説明会について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
8	**顧問の教諭らに県教委から再発防止策をどのように説明しましたか。 また、その際に顧問の教諭らからはどのような意見がありましたか。**	県高体連登山専門部の専門委員会や顧問会議において、県教委の職員が登山部における再発防止策について、目的や取組の概要を説明しております。なお、４ 月２０日（ 金）の登山専門部総会での主な意見は以下のとおりです。 【国立登山研修所などの研修会への派遣】 ・民間の講習会を受講する場合にも、県からの補助はお願いできないか。 【研修会の開催】 ・高校総体に向けた下見の日程にあわせて、顧問の研修会を開催してもらえると多くの顧問が参加できる。 ・新任登山研修会には、新任顧問だけでなく、経験の少ない顧問なども参加できるようにお願いしたい。 【衛星携帯電話レンタル事業】 ・衛星携帯電話よりトランシーバーの方が、機能性が高いと思われるため、トランシーバーの貸出しはできないか。 【登山アドバイザー】 ・南北アルプスなど、山域ごとのアドバイザーを紹介してもらえる団体等の連絡先を取りまとめてほしい。 ・顧問によってはアドバイザーとの連絡調整が難しいため、事務局でアドバイザーを紹介するスキームにできないか。 ・アドバイザーについては、県外の方より今後のことを考えると県内の方と協力すべきと考えるため、県山岳・スポーツクライミング連盟のアドバイザー候補を取りまとめてほしい。	**登山専門部の専門員会や顧問会議で山岳部の顧問教諭らに再発防止策を説明されたことを理解いたしました。 【質問8-1】 今回の再発防止策は山岳部だけにとどまらず、学校安全全体に関するものであると県教委は宣言されています。 山岳部だけでなく、その他の部活の顧問や生徒へは再発防止策をどのように説明されたでしょうか。**

II.再発防止策の説明会について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
9	高校生の生徒らに県教委から再発防止策をどのように説明しましたか。また、その際に生徒らからはどのような意見がありましたか。	県教育委員会としては、再発防止策について県ホームページへの掲載により広く周知しているところです。 また、平成29年の11月に県高体連登山専門部の専門委員会及び顧問会議において、県教委の職員が、参加した顧問に対し「再発防止策の概要及びスケジュール」を説明するとともに、顧問には各校の登山部の生徒及び保護者に対して、「再発防止策の概要及びスケジュール」を説明を行うよう依頼しました。 更に、本年度に入り、４月13日の県立学校長会議をはじめ、登山部顧問等に対しては、５月20日に開催した登山部顧問等研修会、新任教職員に対しては、７月30日に開催した初任者研修においても県教委の職員が再発防止策について説明を行いました。 なお、各校の生徒からの意見については、取りまとめていないため把握しておりません。	県教委から生徒らに直接説明するつもりはなく、その意見も聞くつもりがないことを理解いたしました。 【質問9-1】 ホームページへの掲載は具体的にどの項目になりますか。WEBページのアドレスと内容をお知らせください。 【質問9-2】 春山安全登山講習会に参加し、生還した被害生徒らに、今後も登山活動を継続することをどのように説明されましたか。 【質問9-3】 同級生らが亡くなった大田原高校の生徒らには再発防止策をどのように説明されましたか。
10	父兄らに県教委から再発防止策をどのように説明しましたか。 また、その際に父兄らからはどのような意見がありましたか。		県教委から父兄らに直接説明するつもりはなく、その意見も聞くつもりがないことを理解いたしました。 【質問10-1】 雪崩事故後にも登山活動を継続することを県教委の指示を受けた顧問が保護者らにどのように説明されましたか。説明資料を提示してください。
11	県教委から顧問、生徒や父兄らに説明を実施していないとしたら、それらを説明する説明会などの予定はありますでしょうか。		生徒や父兄に対する説明会など開催する予定がないことを理解いたしました。 【質問11-2】 生徒や保護者らが十分に納得されたことを確認して登山活動継続の判断をされたのでしょうか。保護者が納得されたと判断した根拠をお知らせください。

II.再発防止策の説明会について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
12	もし、説明もなく、説明会の開催予定もないのであれば、なぜ説明が必要ないと考えられましたか。理由をお聞かせください。	質問９で回答	これほど重大な事故を引き起こしておきながら、再発防止策について生徒、父兄、県民らの声を聞く意思をお持ちでないことを理解いたしました。 【質問12-1】 昨年の7月、事故後たった3か月で栃木県下の高校の登山活動は再開されました。 その時点では検証委員会の検証も終了しておらず、高体連や県教委の組織的な問題点も挙げられていました。再開にあたっての再発防止策の説明もありませんでした。 そのような状態の中、なぜ、事故後の登山再開を急がれたのでしょうか。 拙速に登山活動を再開された理由を教えてください。

III.県教委の組織体制について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
13	これまでの組織体制はどのようなものであり、今回発生した事故からどういった点が問題であると判断されましたか。また、そこから何を反省して組織体制の変更の必要性が生じたのか教えてください。	学校安全課設置以前は、学校安全全般については学校教育課が所管し、運動部活動における安全対策はスポーツ振興課が所管するなど、事務局において学校教育活動における安全・危機管理体制の所管が分かれていて、学校管理下で発生した事件・事故のうち所管が跨がるものについて、どの課が中心となって対処するのか明確な基準はなく、その都度、個別に判断の上、対応していました。また、検証委員会からは県教育委員会におけるチェックや支援体制の未整備が指摘されたところです。 これらを受け、学校教育活動全般の安全・危機管理体制を強化するため各学校の安全・危機管理の指導・助言・チェックや災害・事故対応を一元的に行う「学校安全課」を設置いたしました。 安全・危機管理に特化した課の設置により、学校教育活動における安全・危機管理体制について、学校等に一貫した指導・助言ができる体制が整備されたほか、災害・事故対応に関するノウハウが学校安全課に蓄積されることにより、緊急時は教育委員会における司令塔として迅速・的確な対応が可能になると考えております。	以前からの栃木県教育委員会の体制は、安全や危機管理について責任が曖昧で、問題があった体制であり、那須雪崩事故が発生した大きな要因であったことを理解いたしました。
14	学校安全課の組織体制はどのようなものであり、新設によってこれまでの問題点がどのように解決されるのか教えてください。		今後の安全管理体制について内容を理解いたしました。 那須雪崩事故の対応については未だ対策チームのようなものも組織されず、事故対応、再発防止、防止策の周知、遺族・被害者への補償対応などバラバラに動いていると感じます。 【質問14-1】 那須雪崩事故に対応する対策チームを設置する用意はございますでしょうか。 【質問14-2】 那須雪崩事故対応に対する責任者はどなたでしょうか。 【質問14-3】 部活動で発生する事故はその競技性と密接に関わって発生することが大半です。 それぞれの競技との関りが小さいように見受けられる学校安全課が、大会や講習会などの部活動の場において、今後どのように指導・助言していくつもりであるのか教えてください。

Ⅳ.高対連の組織体制について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
15	県教委は高体連の体制については何ら指導を行っていません。高体連や登山専門部の体制に問題はないと県教委はお考えでしょうか。理由と併せて教えてください。	県高体連では、より安全に大会等を運営するため、危機管理委員会を新設しました。県教委はその委員会に参画し、大会要項やチェックリスト、ＥＡＰ（緊急対応計画）の審査を他の委員とともに行っております。	検証委員会では高体連の組織体制について何ら検証が行われていません。そのため、今もって県教委からの指導・助言もなされていません。 重大な事故を引き起こした主催者である自覚も危機感もありません。現状の役員はすべて解任し、その上で対応を協議すべきですが、栃木県教育委員会にはそのように指導する意思も権限もないことがわかりました。 【質問15-1】 高体連に新設された危機管理委員会の詳細を教えてください。 設立時期、目的、構成メンバー、活動内容等
16	対策には高体連に対する指導・助言を行うとありますが、高体連に対する拘束力もない中でどのように指導力を発揮するつもりなのか教えてください。	県高体連には、県教委の職員が理事として、会務について参画するほか17県高体連の県内大会の開催や全国・関東大会への選手派遣に係る経費の補助を通じ、指導・助言を行っています。 新設された危機管理委員会にも参画し、大会運営が適正かつ安全に行われるよう指導・助言を行っております。	高体連に対しては、経費の補助という金銭面でのみ指導力、拘束力を発揮できるということを理解いたしました。 【質問16-1】 経費補助の削減などの措置によって指導力を発揮された実績がありましたら教えてください。 危機管理委員会については質問15-1で回答お願いいたします。
17	高体連に対する拘束力がない中、高体連が大会や講習会の主催・運営を実施することを県教委が許容している根拠を教えてください。		高体連に対しては、経費の補助という金銭面でのみ指導力、拘束力を発揮できるということを理解いたしました。

Ⅳ.高対連の組織体制について

コメント/再質問について

- 再質問にご回答ください
- コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
18	今後も高体連主催の講習会や大会で重大事故が発生した場合には責任の所在が不明確になると考えられます。今後は県教委が責任を持って対処するのでしょうか。対処するとしたらその根拠も併せてお知らせください。	今後、県高体連主催の大会等において重大事故が起きることのないよう安全対策の徹底を指導していきます。なお、県立学校において教育活動中に事故が起こった場合には、県教委が責任を持って対処いたしますが、私立学校を含めた大会等を県教委が主催することは不可能ですので御理解願います。	今後も高体連が主催する大会や講習会に県教委が責任を持って対処する気がないことを理解いたしました。 【質問18-1】 那須雪崩事故の責任は栃木県にあることを表明されています。教員の違法行為に基づく県の損害賠償責任ということでしょうか。 【質問18-2】 任意団体である栃木県高校体育連盟の責任をどう考えているのか教えてください。
19	責任の所在を明確にするために、大会や講習会を県教委が主催するなどの改革を行う用意はないのでしょうか。今後の運営への県教委の係わり方の考えを教えてください。		高体連の体制については見直すつもりもなく、大会等の運営に深くかかわるつもりもないことを理解いたしました。 那須雪崩事故は主催(主管)した高体連や登山専門部に責任があることは明確であるにも関わらず、誰も責任を取っていないし、責任ある対応をしていません。 【質問19-1】 このように責任をとれない組織が登山活動など危険性のある部活動の大会、講習会を今後も主催（主管）することの是非についてどのようにお考えであるのか教えてください。

V.連絡協議会について

コメント/再質問について

- 再質問にご回答ください
- コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
20	連絡協議会の役割を教えてください。登山活動における実施状況のチェックだけでしょうか。	連絡協議会については、９月５日付け「連絡協議会参加要請に対する回答（２次）に対する回答」のとおり、現在、知事部局と新組織について検討中です。	新組織の概要説明後に改めて質問いたします。
21	連絡協議会の役割に照らし合わせてそれぞれにどのようなことを期待して構成員を選定したのか教えてください。		新組織の概要説明後に改めて質問いたします。
22	１月に「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」を発表され、4月より具体的な施策として実施されています。連絡協議会の設置前であるその期間に、その施策は誰にチェックされ、誰がその施策にお墨付きを与えたのか教えてください。		【質問22-1】 連絡協議会設置検討以前の話ですので、再度質問いたします。 １月に「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」を発表され、4月より具体的な施策として実施されています。連絡協議会の設置前であるその期間に、その施策は誰にチェックされ、誰がその施策にお墨付きを与えたのか教えてください。
23	なぜ4月までに連絡協議会を設置し、施策自体のチェックをしなかったのでしょうか。理由を教えてください。		【質問23-1】 連絡協議会設置検討以前の話ですので、再度質問いたします。 なぜ4月までに連絡協議会を設置し、施策自体のチェックをしなかったのでしょうか。理由を教えてください。

VI.顧問の資質について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
24	ベテランの教諭が事故を引き起こしているにも関わらず、県教委は5 年の登山経験があれば単独で引率ができると判断しています。その根拠を教えてください。	登山活動では、１ パーティ２ 名以上の教員が引率することを義務づけているため、どのような条件であっても、教員単独での引率は認めておりません。	「単独」というのは、登山アドバイザーなどの専門家の帯同なしに「教員のみ」の引率という意味で書いておりました。わかりづらく、誤解させてしまい申し訳ありませんでした。 改めて質問いたします。 【質問24-1】 引率教員2名のうち1名は5年以上の登山経験と所定の研修を受講することが、教員のみでの引率の要件とされています。少なくとも一人要件を満たす教員が引率者に含まれれば、登山アドバイザーの帯同なしで引率できると判断されています。 その要件の設定根拠とその要件を満たせば教員のみで引率できると判断した根拠を教えてください。
25	顧問向けの講習会はそれぞれどのような目的で誰を対象に実施されるのでしょうか。	平成３０年度の県教委主催の研修会及び目的は、資料３ №17、18、１９、２０のとおりです。対象については以下のとおりです。 ① 登山部顧問等研修会 対象-県高体連登山専門部に在籍する登山部顧問等 ② 登山部新任顧問等研修会 対象-県高体連登山専門部に在籍する登山部新任顧問、及び顧問歴の少ない顧問等 ③ 生徒と顧問による登山研修会 対象-県高体連登山専門部に在籍する登山部顧問、登山部員等 ④ 登山指導者講習会（共催スポーツ庁） 対象- ・高等学校の登山部等で指導をしている教職員及び外部指導者 ・中学校及び高等学校において野外活動等の学校行事を担当している教職員 ・県山岳･スポーツクライミング連盟加盟団体等で指導的立場にある者 ・総合型地域スポーツクラブにおいて登山活動等を指導及び担当する者	実施する講習会と対象は理解いたしました。 講習会の目的、必要性等について質問26で回答お願いいたします。 これらの講習会受講の義務付けや登山経験5年以上といった引率顧問に対する要件の義務付けが教員の過重な職務の義務付けにつながっているのではないでしょうか。

VI.顧問の資質について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
26	単独での引率に必須と考えられる講習はどの講習になるでしょうか。	上記のNO.24で記載のとおり、登山活動について１ パーティ２ 名以上の教員が引率することを義務づけています。	【質問26-1】 引率教員2名のうち1名は5年以上の登山経験と所定の研修を受講することが、教員のみでの引率の要件とされています。少なくとも一人要件を満たす教員が引率者に含まれれば、登山アドバイザーの帯同なしで引率できると判断されています。 その要件に必須とされる研修会や講習会はどれで、それらを選定した根拠を教えてください。
27	ベテラン教諭には何が不足していたと考えていますか。また、登山経験5年の顧問がその不足した点を補うために実施する講習はどの講習にあたりますか。	那須雪崩事故検証委員会の報告では、事故発生の要因として、計画全体のマネジメント及び危機管理意識の欠如、雪崩のリスクに関する理解不足、正常化の偏見（正常性バイアス）とマンネリズム（形骸化）があったと指摘されたところであり、県教委や国立登山研修所等が主催する各研修会においては、危機管理・安全管理等、登山部顧問の資質向上に繋がるものに重点を置いています。	【質問27-1】 それぞれの事故発生の要因に対して受講が必要であると考えられた講習・研修をその名称と内容を具体的に列挙お願いいたします。
28	栃木県下高校の各校の山岳部顧問の講習受講歴、登山経験年数、登山歴、顧問歴など一覧にまとめて教えてください。	那須雪崩事故の関係学校の顧問情報については、那須雪崩事故遺族・被害者の会からの平成3０年6月1日付け情報開示請求により、すでに回答しております。	【質問28-1】 現状の各校の顧問について、講習受講歴、登山経験年数、登山歴、顧問歴などを一覧にまとめてください。 その際、5年以上経験と所定の講習を受講して引率教員の要件に該当するかどうかの判定も明記お願いいたします。

VII.登山アドバイザーの派遣について

コメント/再質問について

- 再質問にご回答ください
- コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
29	登山アドバイザーの派遣を県外に限定した理由を教えてください。	事業の対象が県外の登山限定であるのは、県外で実施する登山において、各学校独自に外部指導者等を確保することが難しいためであり、県外在住の面識のない現地ガイド等に対し、指導を円滑に依頼できるよう、事業化したところです。	再発防止策の説明をお願いしたつもりです。事業化するもの以外は再発防止策ではないということであれば、いつまでも全貌が見えません。 質問29-1 派遣は「推奨」となっています。「必須」ではないのでしょうか？必須でないとするとそのように判断できる根拠を教えてください。
30	県内の山であれば、顧問単独で引率できると考えた根拠を教えてください。	No.24でも記載のとおり、登山活動について、本県では１ パーティ２ 名以上の教員が引率することを義務づけており、どのような条件であっても顧問単独での引率は認めておりません。	【質問30-1】 引率教員2名のうち1名には5年以上の登山経験と所定の研修を受講することを要件とされています。 少なくとも一人要件を満たす教員が引率者に含まれれば、県内の山であれば登山アドバイザーの帯同なしで引率できると判断された根拠を教えてください。
31	今後、県内の山への登山アドバイザー派遣の計画があればお知らせください。	アドバイザーの派遣については、県内の山においても難易度（グレーディング）、顧問や部員の経験値、参加人数等を基準に派遣対象に加えるかどうか検討中です。	【質問 31-1】 いつ頃回答にあった検討内容が明確になるのか、計画と時期をお知らせください。 また、検討内容、検討結果を継続してお知らせください。
32	県内の山への登山アドバイザー派遣の計画がないのであれば、なぜ派遣しないのか理由を教えてください。		那須雪崩事故は「1,500m以下の斜面で発生」「スキー場近郊で発生」したという点から考えて、厳しい条件設定を行うべきです。また、登山計画審査会のメンバーのみで審議すべき項目ではありません。 【質問32-1】 県内の山へのアドバイザー派遣の基準・考え方をお知らせください。

VIII.危機管理マニュアルについて

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
33	県教委はこのマニュアル作成の目的はなんだとお考えでしょうか。このマニュアルがなかった現状は何が不足しており、何を補うために危機管理マニュアルを作成したとお考えでしょうか。	重大事故を二度と繰り返すことがないよう、県高体連事務局、各競技専門部が、危機管理、安全管理の徹底を図っていくために作成されたものと認識しております。	何度も事故を起こしている団体がまとめたマニュアルに実効性があるのか疑わしく感じます。 単に専門の文献を複写したのみに等しく、経験や議論に基づいた生きたマニュアルだとは感じられません。 【質問33-1】 各競技に於いて、危機管理マニュアルに最低限記載すべき項目はなんであるとお考えでしょうか。
34	事業内容には県教委はマニュアルの監修と指導・助言を実施したと記載があります。危機管理マニュアルの作成・運営についてどのような指導と助言を行い、その助言はどのように内容に反映されていますか。	危機管理マニュアルは、県高体連の調査研究委員会を中心に作成されたものです。県教委の職員も調査研究委員会の委員として、危機管理マニュアルの作成に参画し指導、助言をいたしました。	質問35にある通り、県教委は監修や指導を実施していないことを理解いたしました。

VIII.危機管理マニュアルについて

コメント/再質問について

- 再質問にご回答ください
- コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
35	高体連の危機管理マニュアルには、栃木県教育委員会監修との記載がどこにも見当たりません。問題があった場合に責任の所在が曖昧な高体連に責任を押し付け、自分たちの責任を回避しようとする意図を感じます。なぜ記載がないのか教えてください。	高体連危機管理マニュアルの「はじめに」の部分に、県教委の協力、元検証委員会委員長の戸田先生監修と記載があり、学校教育活動の一環としての部活動に係る事故については、県教委にも責任があることはこれまで述べてきたとおりです。	栃木県教育委員会については「御協力いただいた栃木県教育委員会」として謝辞が述べられているだけで、「監修」や「指導」の記述もありません。 事故が発生した場合の結果責任はあるものの、事故防止にかかわる危機管理マニュアルについては、栃木県教育委員会は監修も指導もしていないことを理解いたしました。
36	マニュアルの内容は競技や安全対策の専門家の意見を聞くこともなく、教諭らだけで作成しているように見受けられます。どういった専門家に意見を聞かれたのでしょうか。また、県教委から今後専門家の意見を取り入れてマニュアルを改定するような指導をするつもりはあるでしょうか。	高体連危機管理マニュアルについては、参考資料の記載があるように、多くの資料を参考に作成し、さらに元検証委員会委員長の戸田先生に監修していただいております。 また、各競技専門部の重大事故に向けた安全対策、チェックリストについても、中央競技団体のマニュアル等を参考に作成されております。 今後は、中央競技団体のマニュアルの改訂や参考資料のデータの更新等を注視するとともに、県高体連の危機管理委員会で大会実施の際の事例等を分析した上で見直しをしていくこととなると考えています。	【質問36-1】 各競技団体とは専門部のことでしょうか。中央競技団体とは全国高体連のことでしょうか。 ただのアマチュアである専門部の教員を専門家と認識されているということでしょうか。 【質問36-2】 マニュアル中には雪崩事故防止の記述があります。どのような雪崩の専門家から話を聞き、参考とされたのか教えてください。
37	大会や部活動中止を決定する基準を明確にすることが必要だと考えられます。標準的な基準を県教委から示し、通知する用意はありますか。ないのであれば、なぜ示さないのか理由を明示してください。	競技ごとの、大会や運動部活動の中止の基準については、県高体連の危機管理委員会において、今後さらに検討を進めるよう指導して参ります。	【質問37-1】 大会や運動部活動中止の基準の検討について、検討結果が出る予定時期と、それを危機管理マニュアルに反映する予定時期をお知らせください。 また、検討結果について継続的にお知らせください。

VIII.危機管理マニュアルについて

コメント/再質問について

- 再質問にご回答ください
- コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
38	記録的な暑さとなった今年の夏ですが、栃木県下の部活動では熱中症対策としてどのような施策を実施されたのでしょうか。対策内容と昨年と今年の部活動中や大会中の熱中症で倒れた生徒数、搬送された生徒数などの実績をお知らせください。	熱中症事故の防止については、暑さ指数等を測定し、「熱中症予防のための運動指針」（（公財） 日本スポーツ協会） 等を参考に、運動等の実施を判断するなど、適正に対応するよう県立学校を指導するとともに、市町教育委員会に対しても、同様の依頼をしております。 今年度の熱中症が要因と思われる生徒の救急搬送の件数については以下のとおりです。 なお、昨年度については重篤な場合のみの報告を求めていたため、該当する事例はありませんでした（本年度から症状の軽重にかかわらず救急搬送された案件については全て県教委に報告を求めております）。 ＜ 平成30年度熱中症が要因と思われる救急搬送件数＞ 【県立学校８ 月27日現在】 部活動： 7件(10名) 学校行事： 2件(3名) 授業中： 3件(6名)、 授業以外： 2件(2名) 【学校体育団体】 中体連： 地区大会52件、県大会2件高体連： 0件 高野連： 21件（ 選手2名、応援団19名）	【質問38-1】 事故に至らなかったヒヤリハット事例を積極的に収集する旨宣言されていたと記憶しています。 救急搬送されなかった事例は把握するつもりはないでしょうか。
39	無理な大会の運営や部活動で生徒が熱中症などの症状で搬送された場合、大会関係者や顧問に対してどのような処分・指導がなされるのか教えてください。また、再発防止はどのように運用されるのか教えてください。	県教委では、無理な大会運営等が行われないよう学校や県中体連、県高体連に指導・助言しております。 万一事故が発生した場合は、事故の状況等を十分検討した上で、処分については必要に応じて判断されるものと考えています。	【質問39-1】 今年の夏での熱中症での生徒の搬送に至った事例において、顧問教諭の処分に至った事例をお知らせください。 【質問39-2】 この猛暑下での熱中症の搬送事例は、顧問や大会主催者の安全軽視による必然です。故意に生徒らの生命を危機に晒しているにも関わらず、何ら処分されないのであればその理由を教えてください。 【質問39-3】 今後搬送者を出さないために、どのように生徒らの安全を確保するつもりなのか方針を教えてください。

IX.冬山登山の認識について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
40	危険性が消えない中、高校の部活動に於いて冬季に登山を実施する意義はなんだとお考えでしょうか。どうしても必要なものなのでしょうか。	高校生が、四季折々の中での登山活動を通じ、知識や体力、精神力を養い自己研鑽に努めるだけでなく、仲間たちとの結束力を高め、達成感や克服感等を共感、共有していくことが登山活動の意義として挙げられると思っております。 ただし、無条件に登山の実施が認められるものではなく、安全を第一に実施していくことが大前提となりますので、少なくとも学校教育活動において実施する上では、山域、季節、登山形態等、その活動範囲に一定の限界や制限は付すべきものと考えております。	【質問40-1】 回答は冬季以外も含めた登山活動全般の意義を述べられていると判断できます。 冬季の活動でなければ達成できない意義はなんだとお考えなのか教えてください。

IX.冬山登山の認識について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
41	県教委は「積雪期」を質問の回答の中で「冬季を中心に断続的な降雪等により雪が相当期間堆積する時期を積雪期と言います」と定義されています。 登山の素人である県教委が独自に定義された訳ではないと思います。この定義はどこから持ってきたものでしょうか。またそれはどなたがどういった観点・根拠から定義されたものなのでしょうか。	積雪期をより分かりやすく説明したものであり、ガイドラインの策定作業に当たり県教委が表現したものです。 なお、冬季ではあっても積雪期の状態にない山での登山については、先(No.40) にお答えしました登山の意義・目的の達成に向け、安全を確保しながら実施し得るものとの登山計画審査会での議論や判断も踏まえ、冬山登山や雪上活動訓練とは異なり、今後においても認めるものとしたものです。	【質問41-1】 「より分かりやすく」とありますが、内容が複雑で理解できません。 なぜ登山の素人である県教委が「積雪期」を定義できるのか教えてください。 【質問41-2】 雪崩の専門家から「積雪期」の定義を聞いていただき、専門家が言われたその定義を教えてください。
42	積雪の定義と同様、登山の素人である県教委が単独で冬季登山の決定を下せるとも思えませんし、そうすべきでないと考えます。誰がどのように議論して冬季の登山を決定したのか教えてください。またその議論内容も教えてください。		冬季の登山を部活動として実施することについては、きちんと審議回答を立ち上げ、県教委が外部専門家等に諮問し、その答申を得て判断すべきであると考えます。 登山改革審査会で議論したり、ガイドラインの中で決定すべき案件ではありません。 【質問42-1】 どのようなメンバーで、どのような議論を実施し、どなたが冬季の登山を決定したのか教えてください。

IX.冬山登山の認識について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
43	県教委が言われる「積雪期」の定義から具体的に冬季に登れる山と登れない山をどのように定義するつもりなのか教えてください。	冬季においても登山の実施を認める山は「積雪期の状態にない山」となりますので、基本的には降雪や積雪がない低山が対象となります。 なお、これらの低山であっても、降雪及び積雪がある場合においては、実施を認めないこととする考えであります（№44参照）。	【質問43-1】 「低山」をどのように定義するのか教えてください。山域とルートを示すなど、具体的な定義が必要かと思います。 【質問43-2】 「積雪期の状態にない山」の定義を明確にし、示してください。
44	冬季の登山を実施するとして、当日の登山実施判断の基準とその手順をどのようにお考えになっているのか教えてください。	冬季以外の登山においても悪天候の際は慎重な対応を求めることとしているところですが、特に、冬季における登山においては、「降雪及び積雪のある場合は登山自体を中止すること」とし、悪天候時の対応として県教委が方針を示し、ガイドラインに明記する方向で進めています。	【質問44-1】 ガイドラインにはどのような拘束力があるのでしょうか。ガイドラインを守らないことで罰則などあるのでしょうか。 顧問らがガイドラインを守るための制度設計の考え方をお知らせください。 【質問44-2】 「積雪期」「低山」などという難解であいまいな定義を持ち出してまで冬季の登山を実施する必要があるのでしょうか。 どこかの学校から希望などがあるのであれば、具体的にその内容を教えてください。 希望がないのであれば、実施する必要性を教えてください。

X.雪上での活動・訓練について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
45	「認める余地があるかどうか」という言い方をされているので、県教委はすでに雪上活動を実施する意義はあると判断され、登山計画審査会には技術的に認める余地があるかどうかのみ判断を求めていると読み取れます。学校もしくは文科省管理下の雪上講習で重大事故が繰り返し発生している現状で、登山の素人であるはずの栃木県教育委員会がそれでもなお学校管理下での部活動での雪上活動には意義があるとする理由はなんでしょうか。	高校生が、それぞれ将来にわたって四季折々の中で登山を安全に実施・継続していく上では、通常の登山技術等の習得や訓練に加え、雪上における歩行訓練や幕営の練習といった基礎的技術等の習得は意義があるものと思っております。 ただし、この雪上活動訓練を学校教育活動において対応すべきかどうか、また、対応が可能かどうかといった観点から、登山計画審査会での議論も踏まえ検討してきた結果、学校教育活動において行うべきものではないとして事実上の結論に至りました。 これは、生徒が自己の将来を見据え、雪上活動訓練を含む冬山登山等といったより高度な登山を希望する場合には、指導者や経験者が在籍する民間の登山団体等に個人として参加するなど、学校教育活動を越えた活動として、保護者及び生徒個人の判断に委ねるとともに、その活動の場は、受け皿としての能力を有する民間団体等に担っていただくことが、本県においては適切との考えに基づくものです。 なお、こういった雪上活動訓練の是非を判断する上では、登山特有のリスク等を踏まえて議論する必要があったことから、登山の知識や経験が豊富な山岳の有識者や現に高校の部活動での引率経験も豊富な県高体連登山専門部委員等で組織する登山計画審査会において議論いただくことが適切であったと考えておりますし、結果として本県の実情も十分に考慮いただいた結論を出していただけたものと考えております。	【質問45-1】 登山計画審査会の会長は雪上訓練を認めない方針を受けて以下のようにコメントされています。 「雪崩事故を受け、現場の教員は雪上訓練にナーバスになっており、現状で認めることはできない。」 雪上訓練を学校教育活動において認めないのは「教員がナーバスになっている」からでしょうか。栃木県教育委員会として、雪上訓練を認めないことに対してそれ以外に理由があるのであれば教えてください。 【質問45-2】 年月が経過し、教員がナーバスではなくなるとすれば、雪上活動を再開する可能性はあるのでしょうか。 栃木県教育委員化としてのお考えを教えてください。

X.雪上での活動・訓練について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
46	なぜ登山計画を審査する場であるはずの登山計画審査会で雪上活動を認めるかどうかの議論ができるのでしょうか。理由と根拠を教えてください。登山計画審査会で審査できるのは決めたルートを守り、規則をきちんと守ることを前提にその登山が安全であるかどうかを審査するだけです。規則を守るための制度設計も明確でない中、登山計画審査会で雪上活動の議論ができる訳がないと考えます。	質問45で回答	【質問46-1】 回答が不十分なため、再度質問します。 なぜ登山計画を審査する場であるはずの登山計画審査会で雪上活動を認めるかどうかの議論ができるのでしょうか。 理由と根拠を教えてください。
47	「積雪はあるものの比較的平坦な場所」の明確な定義を教えてください。		「積雪はあるものの比較的平坦な場所」の明確な定義もないまま雪上活動の是非を議論していたということを理解いたしました。
48	「積雪はあるものの比較的平坦な場所」以外の危険な斜面で活動を行わないための制度設計をどのようにお考えなのか教えてください。		制度設計を何も考えないまま雪上活動の是非を議論していたということを理解いたしました。

X.雪上での活動・訓練について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
49	制度設計に背いて危険な斜面に生徒らを誘導し、事故に至った場合の罰則規定を教えてください。	質問45で回答	制度設計を何も考えないまま雪上活動の是非を議論していたということを理解いたしました。
50	もし雪上での訓練を実施する場合の引率や講師の選定基準をどう考えているのか教えてください。		【質問50-1】 雪上に限らず、部活動に於いて今後登山に関する講習会を実施する際の講師の選定基準を教えてください。
51	なぜ民間で実施されている講習会に個別に参加ではダメなのか教えてください。		【質問51-1】 生徒が民間の登山団体などに参加して個人的に行うことは認めたとありますが、部活動として民間の講習会には参加しないということでしょうか。
52	雪上に限らず栃木県下の高校山岳部で、今後部活動が主体となって行う講習会の主催者や講師の選定など実施規定の考え方や基準を教えてください。	登山講習会の開催については、県高体連登山専門部が主催者となるものと考えておりますが、講習会の実施にあたっては、目的・内容にふさわしい講師を選定の上、実施するよう適切に指導・助言していきます。	【質問52-1】 高体連が主催し、顧問教諭が講師となった講習会でこのような凄惨な事故を引き起こしています。 それでも県教委から講師の選定基準を示すつもりはないのでしょうか。 【質問52-2】 今後の高体連主催の講習会で顧問教諭が講師となることを許容するつもりでしょうか。許容できるとするならその根拠を教えてください。

XI.登山計画審査会について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
53	ただの高校部活動の顧問である登山専門部の専門委員長には大した専門知識もなく、安全確認も怠ることがあることはこの事故で証明されていると思います。 その上で他県の専門委員長を加えることでこの審査会はどのように機能強化が図られるのか教えてください。	全国の高校生による登山の実例に関する情報を有している全国高等学校体育連盟登山専門部の方に登山計画審査会の委員に加わって頂くことで、本県高校生の登山計画の審査に関する安全対策等について有意義な指摘・助言が得られており、安全な登山の実施に向けた審査機能の強化につながっているものと考えております。	全国高体連に決定を丸投げし、県教委が何も考えていないことを理解いたしました。 外部委員は教員であり、登山活動を肯定的に捉えている言わば身内であると考えられます。事故の反省を踏まえた人選とはとても思えません。
54	外部委員の選定方法と選定基準を教えてください。	人選については、全国高等学校体育連盟登山専門部に一任しましたが、本県の実情や審査会の趣旨等を理解の上、推薦いただいた委員であると考えております。	栃木県教育委員会が何も考えていないことを理解いたしました。 今回の事故は栃木県の「登山専門部」が引き起こし、8名もの命を奪ったものです。 他県であろうとその「登山専門部」から教員を外部委員として選定し、機能強化を図ったと言い切るその認識が理解できません。

XI.登山計画審査会について

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
55	学校安全や部活動の安全に関する外部専門家がいない中でガイドラインの議論ができると考えた根拠を教えてください。登山活動としては意義があり妥当であっても学校安全や部活動としては制度設計がなされておらず安全が担保できない場合は多いと思います。	数多くある部活動の中でも登山はありのままの自然環境下で行う活動であり、リスクも他の部活動と比べ特殊であることから、登山計画の審査やガイドラインの策定については、登山特有のリスク等を踏まえて議論する必要があり、登山の知識や経験が豊富な山岳関係の有識者や高校の部活動で引率を行っている県高体連登山専門部委員等により議論いただくことが適切と考えております。	栃木県教育委員会は、高校部活動における登山活動において、学校や部活動における安全の制度設計を議論する必要がないと考えていることを理解いたしました。
56	学校安全や部活動の安全に関する外部専門家を外部委員として委員に加える予定はあるのかどうか教えてください。ないのであればその理由も教えてください。		栃木県教育員会は、学校安全や部活動の安全に関する外部専門家を外部委員として委員に加える意思がないことを理解いたしました。
57	なぜ雪上活動の可否がガイドラインの一項目として扱われ議論されているか、理由を教えてください。		【質問57-1】 ガイドラインとは一体なんであるのか教えてください。 教員に対する拘束力はあるのでしょうか。あるとすればその法的根拠を教えてください。 【質問57−2】 雪上活動のニーズがあるから議論が始まったものだと思います。 雪上活動の実施は生徒の希望するところなのでしょうか。また、保護者はどのように考えているのでしょうか。 生徒や保護者の意見を聞いていないとするとどなたが推進しようとされていたのでしょうか。

XII.処分規定の見直しについて

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
58	処分規定見直しの進捗をお知らせください。	現在検討を進めているところです。	【質問58-1】 検討が完了する時期をお知らせください。
59	進捗が思わしくない場合は、何が論点となり遅くなっているのかお知らせください。		【質問59-1】 進捗を引き続きお知らせください。
60	今回の事故では、スポーツ庁や県教委からの通知が無視され、「講習会だから」という理由で登山計画審査会の審査も免れてきました。この反省に立ち、県教委は顧問の教諭らに通知やルールを守らせるための制度設計をどのように考え、今後どのように変えていこうとしているのか教えてください。		【質問60-1】 処分規定見直し以外に通知や規則を守らせるための方策があれば提案お願いいたします。

XII.処分規定の見直しについて

コメント/再質問について

再質問にご回答ください
コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
61	事故直後に定年となった大田原高校校長には何ら処分が下されていません。また、今回の事故から処分に至るまではおおよそ1年の時間を要しています。これらのことから定年1年前になるとこのような重大事故が発生しても管理職はなんら責任をとる必要はないことが示唆されています。 言い換えると定年までの期間が1年を切ると、管理職は無責任な判断を繰り返しても問題はないということが今回の事故で明らかになったと考えられます。 今後同様の事態となった場合を想定し、定年間近の管理職に責任を持った判断を求めるためにどのように対処されるつもりなのか教えてください。	管理職に対しては、研修や会議等において今まで以上に意識の向上を促していきます。	【質問61-1】 今後、今回の事故と同様に年度末に不祥事や事故が発生した場合、年度末で定年される校長など管理職に対してどのように対処されるか具体的に教えてください。

XII.処分規定の見直しについて

コメント/再質問について

- 再質問にご回答ください
- コメントにご意見があればお知らせください

No.	質問	回答	コメント／再質問
62	改めて今回の事故に対する処分量定の決定根拠を教えてください。 交通事故による懲戒処分では、飲酒運転以外の交通事故であっても、人を死亡させるまたは重篤な傷害を負わせた場合には免職とする規定があります。この量定を基準とし、8名死亡という重大な結果を勘案するならば「免職」とすべきはずで、今回の処分は軽すぎると考えられます。 この交通事故の処分量定と照らし合わせ、また今回の8名死亡といった重大な結果も併せて処分量定の妥当性を説明してください。	同様の事故による処分事例がなく、他の事例と比較することはできないため、内容を精査し、十分な検討をした上で、総合的な判断により処分を決定いたしました。	今回の処分について、誠意をもって説明するつもりがないことを理解いたしました。 今回の事故は検証委員会でも結論づけられたとおり「予見可能」な事故であり、予見できた結果を漫然と見過ごした重過失に当たると考えられます。重過失は通常故意と同視されるものですから、この処分は不当に軽すぎると考えられます。 【質問62-1】 再度質問いたします。 今回の8名死亡といった重大な結果も併せて処分量定の妥当性を説明してください。 【質問62-2】 懲戒処分の量定の決定に当たっては以下のことを考慮するように基準では示されております。 今回の事故では①～⑤それぞれについて栃木県教育委員会はどのような認識であるのか教えてください。 ① 非違行為の動機、態様及び結果の程度 ② 故意又は過失の程度 ③ 非違行為を行った教職員の職責の程度 ④ 児童生徒、保護者、他の教職員及び地域社会に与えた影響の程度 ⑤ 過去の非違行為歴